

令和8年第8回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月7日(金) 午後3時00分～午後4時25分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 阿部 太	2 番 稲毛勢樹	3 番 打越映子
4 番 谷口紀一郎	5 番 平田菊典	6 番 堀田泰夫
7 番 小林弘幸	8 番 能隅良子	9 番 梅野一也
10 番 河上和則	11 番 岩永好彦	12 番 平河辰幸
13 番 末武久門	14 番 吉田孝好	15 番 山口正則
16 番 古賀由紹	17 番 中山政俊	18 番 古舘正一
19 番 曲淵俊之		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第30号
農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について
 - ・議案第31号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第32号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第33号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第34号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について
 - ・議案第35号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（所有権等）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中田 賢治
農地係長	富田 浩之
農地係主査	中島 耕作
農地係主査	佐伯 寛子
農地係職員	上田 陽士
振興係長	槇田 敏史
振興係職員	松本 愛菜
振興係職員	並木 菜月

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会は全員出席となっております。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
阿部太会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和8年第8回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に議席番号8番能隅良子委員、議席番号9番梅野一也委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	はい。付議事項朗読の前に、今回、農地法第5条と第3条の許可申請について取り下げがございました。まず第5条の整理番号1番の案件が来月送りになっております。理由といたしましては、書類の不備および文化財保護法関係の届出が進んでおらず、受け付けられないということで、この整理番号1番については、今回は審議いたしません。次に第3条の案件ですが、耕作者との調整がうまくいっておらず、整理番号4番、5番が取り下げになっております。議案送付後に発生しましたものですから。お詫び申し上げます。それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第30号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について2件、議案第31号農地法第5条の規定による許可申請について4件、議案第32号農地法第4条の規定による許可申請に

について2件、議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について4件、議案第34号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について1件、議案第35号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（所有権等）について1件、計14件でございます。以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。

また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第30号から第35号までの議案14件であります。なお傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構ですので、前もってお知らせをしておきます。

事務局長 議事に入ります前に前回総会時に問題となりました、里道の付替えについて担当より報告をお願いします。

農地係長 はい。前回の総会で農地法第5条案件、議案第26号整理番号1番における里道の取り扱いについて、行政書士から聞き取った内容のみ説明、報告をしておりました。これについて総会后、市の道路河川管理課の担当係長に直接聞き取りを行いましたところ、当該案件について現地にて確認、協議を実施し、構造物の設置を伴わない利用であり、里道の独占的

な利用に該当しないため、占用許可の対象とはならず、当該地、里道の部分について里道としての利用を妨げるものではないのであれば問題ないとの見解に至り、結果、里道の付け替えは不要との判断がなされたということですので、ご報告いたします。

議長 それではこれより審議を行います。議案集 1 ページ、議案第 30 号農地法第 5 条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の 1 ページ、整理番号 1 番、上段に記載しておりますのが変更前、下段が変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 954 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。この案件は、平成 16 年 1 月 28 日付で共同住宅を目的とした転用許可を受けておりましたが、資金繰り悪化のために計画が白紙となり、今回、不動産業を営む譲受人が建売分譲住宅地として申請地が適地と判断したため、事業承継に伴う計画変更申請を行うものでございます。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3 ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書の写し

が添付されています。転用については許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、特定建設業許可、宅地建物取引業に関する確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、最高40センチメートルの盛土による造成を行い、北側、東側、西側境界にはコンクリートブロックによる土留めを行い、南側境界はセットバックを行い、南側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に雨水排水設備を設置し、南側道路側溝へ接続放流させ、汚水については汚水排水設備を設置し、南側公共下水道施設へ接続放流する計画です。

生産組合長および町内会長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 すみません。古賀でございます。今月1日に東部調査会で現地確認をさせていただきました。資料図の1～2ページを見ると、周りは宅地になっております。都市計画法で言う用途区域になっている所でございます。委員の皆様方からは、周りにこれだけ家が建っているのだったらやむを得ないという意見がでました。ただ、20年以上前に計画を立てられて、

今回申請があったというところで、2つあります。1つが休耕地でもっと荒れていると思ったのに、よく草刈等がされているという意見。もう1つが土地転がしにも見えるという意見。そういう意見がありながらも、いろいろと経緯があるでしょうし、事務局で聞き取りをさせていただいているということで、やむを得ないのではないかと。ただ、私個人として1つお願いですが、20年以上ほったらかしにされていたという点が少し気になりまして、現行、農地転用の許可が下りた後、ほったらかしにしているのか、一定期間ごとに報告を求めているのか、何かルールがありましたら、お教えいただければと思います。以上ご報告でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局のほうからこのことに対してなにかありましたらお願いします。

農地係長 お答えいたします。当時は条件が特に定められていなかったということでございます。近年は、許可書については進捗状況等を求める内容が条件として記された許可書が配付されていますが、当時の平成16年1月28日に発出された許可書については特に条件は記されていないことになっております。以上でございます。

議長 はい。古賀委員。

古賀由紹委員 答えを知っていて質問してしまったんですけど、許可が出てから3か月過ぎたら進捗状況を報告することになっており、それ以降は、目的どおりできるまで毎年報告しなさいと

	なっているそうです。今回はそういったルールになる前の話だということで委員の皆様方、十分ご理解賜られればと思った次第でございます。以上でございます。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。はい。副会長。
曲淵俊之委員	はい。平成16年の申請時、共同住宅を建てますということで転用許可が下りたと思うのですが、事業中止をした場合に、その土地の所有権の問題は、元の地主に戻るんじゃないですか。そこはどのような関係になっているのかちょっと教えていただければと思います。
議長	事務局より説明をお願いします。
農地係長	はい。お答えいたします。登記のほうは、所有権移転がされているということになっております。
曲淵俊之委員	登記は共同住宅を建てる目的で当然所有権移転はされたと思うんですよ。ところが、結果的に共同住宅を建てることを中止されたということは、そもそも転用許可そのものが無効になり、元に戻るんじゃないかと思います。何のために我々が許可を下ろしているのかとちょっと漠然たる疑問です。
議長	事務局よりお願いいたします。
農地係長	お答えいたします。取り消す場合もありますが、緊急性など一定の条件を満たせば、今回のように事業承継というかたちで計画の変更承認申請が可能であり、今回申請が上がってきたものでございます。
議長	よろしいでしょうか。少し局長に説明をさせます。
事務局長	はい。取り消しの申請をされた場合は、元に戻すことが条

	件になっており、それ以外では名義が元に戻ることはないです。本人から何も言っていない限り、農業委員会では事業をされておるとしか理解できません。
議長	はい。副会長。
曲淵俊之委員	取り消しの申出は当然譲受人が申出をすることだと思いますが、今回の案件については、結果的に共同住宅を建てなかったという事実があります。これはもう取り下げと同じ扱いになるんじゃないですか。
議長	はい。
事務局長	過去に一般住宅で申請されて、工場用地になった例もあります。目的外に使う場合は取り消しになりますが、同じ系列の場合は事業承継というかたちでできるようになっており、県に相談して、計画変更ということで申請をしてもらっています。
議長	どうでしょうか。はい。ほかに皆さんのほうから質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。 次に議案集２ページ、整理番号２番を議題とします。それ

では事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の2ページ、整理番号2番、上段に記載しておりますのが変更前、下段が変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、330平方メートルです。現況は、雑種地になっております。この案件は、平成11年6月28日付で一般住宅を目的とした転用許可を受けておりましたが、資金繰り悪化のために計画が白紙となり、今回、運送業を営む借受人が駐車場用地として申請地が適地と判断したため、事業承継に伴う計画変更申請を行うものです。なお、本申請につきましては、令和8年第6回議案第23号整理番号5番で審議いただいた案件であり、既に転用許可を受けていたことを失念し、令和8年5月13日付で再度転用許可申請を行っていたことが判明したものでございます。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、

現状のまま利用する計画となっており、西側道路からの出入口とする計画です。なお、隣接する雑種地並びに転用許可済地（平成11年6月28日）と一体的に取得、利用する計画となっております。排水については、雨水を自然地下浸透する計画となっております。

隣接農地所有者、生産組合長、区長から異議なしの意見書が添付されています。

次に立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

中山政俊委員 はい。17番の中山です。この件は、先月も出とったわけですが、調査会にて前回と何が違うか確認をしたところ、前回は〇〇〇〇〇が入とったわけですけど、今回は入っていないという点ですね、それが違っている分じゃなかろうかと思っています。先月も申しましたが、一体利用地となっている箇所が、もう20年～30年ほどなるんじゃなかろうかというような雑木が生えて、手前には、かやなども生えているような現状です。ほとんどが雑草地というような現状であり、駐車場にしたいということで、許可をされてもいいんじゃないかと思います。皆様のご意見をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 3 ページ、議案第 3 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 7 9 0 平方メートルです。現況は、遊休農地となっております。目的は、特定建築条件付売買予定地です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 0 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 1 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 2 ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資証明書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路法第 2 4 条の規定に基づ

く工事施工承認申請、法定外公共物、水路工作物改築許可申請、開発行為届出、下水道工事関連、埋蔵文化財発掘に関する確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、東側、西側、南側境界にコンクリートブロックを設置し、北側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に雨水排水設備を設置し、北側道路側溝へ放流させ、汚水については汚水排水設備を設置し、北側公共下水道施設へ接続放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第3種農地の該当事項3番に該当します。許可の基準は1番となっています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

谷口紀一郎委員 はい。4番の谷口です。8月1日に東部調査会で現地調査を行いました。周りは畑が減ってきて、だんだんと住宅地になっているので、いいんじゃないかということで許可をもらいました。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集４ページ、整理番号３番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の４ページ、整理番号３番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田１筆、畑２筆、面積は合計６０３．０１平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、貸倉庫です。賃借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１３ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１４ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１５ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は自己資金と借入金でまかなう計画となっており、金融機関からの残高証明書並びに貸付人からの貸与証明書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路法第２４条の規定に基づく工事施工承認申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用する計画となっており、南東側道路からの出入口とする計画です。排水については雨水のみで、敷地内に雨水排水

設備を設置し、南東側道路側溝へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田孝好委員 14番吉田です。7月24日に中部調査会において現地調査を行いました。現地は周りもほとんど宅地になっておりまして、南側のほうに少し畑はありますが、南の石垣で2メートルぐらい高くなっています。そのため、そこに貸倉庫として利用しても問題はないかということで、皆さんの審議のほうをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集4ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長	整理番号４番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は３１６平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１６ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１７ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１８ページのとおりです。 許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。 行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用する計画で、西側道路からの出入口とする計画です。排水については雨水のみで、自然地下浸透する計画です。 隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。 次に立地基準ですが、第２種農地の該当事項６番に該当します。許可の基準は１番となっています。 整理番号４番について説明を終わります。
議長	地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。
小林弘幸委員	今月１日に東部調査会にて現地調査を行いました。自宅敷

地も狭く、道路も狭くて入り組んでいて、近隣の農地を駐車場として申請されています。調査会においては周囲の営農にも支障が出ることはないので、しかたないとの意見でした。皆様方の審議をよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集４ページ、整理番号５番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号５番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は４０６平方メートルです。現況は、遊休農地となっております。目的は、一般住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１９ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、２０ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、２１ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの住宅ローンの審査結

果通知書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、最高37センチメートルの盛土による造成を行う計画となっており、西側、南側境界は石積擁壁が設置されており、東側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に雨水排水設備を設置し、東側水路へ接続放流させ、汚水については汚水排水設備を設置し、東側公共下水道施設へ接続放流する計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

小林弘幸委員 今月1日に東部調査会において現地調査を行いました。住宅用の土地を探していたところ、実家に隣接する農地が適しているため、この農地を一般住宅として申請されています。調査会においては、屋敷へ入る道も狭く、重機の搬入が大変ではないかなどの意見もありました。20ページに記載がありますが、一体利用地は現在宅地になっています。これを取り壊して駐車場になる予定のようです。皆さん方の審議をよ

	ろしくお願いします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。 次に議案集 5 ページ、議案第 3 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	議案書の 5 ページ、整理番号 1 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 3 8 7 平方メートルです。現況は、休耕地、一部が農業用倉庫、農業用機械用の駐車場となっており、これについて許可不要届が未提出であったため、始末書が提出されています。目的は、店舗です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 2 2 ページから 2 4 ページをご覧ください。 許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手

する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連協議、埋蔵文化財発掘に関する確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用する計画となっており、隣接する宅地を進入路として北側道路からの出入口とする計画です。排水については雨水のみで、東側の水路へ放流する計画です。プレハブ内には水回りはなく、上下水道については南側の自宅を利用する計画となっております。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第3種農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は1番となっています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

谷口紀一郎委員 はい。4番の谷口です。8月1日に東部調査会で現地調査を行いました。現地は住宅地の真ん中に残った田んぼに自分の店舗を建てられるそうです。隣接農家に対しての迷惑をかけるところはどこもありませんので、よろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 5 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号 2 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 25 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、合併処理浄化槽です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 25 ページから 27 ページをご覧ください。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連、埋蔵文化財発掘に関する確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用する計画です。排水について、雨水は自然地下浸透、合併処理浄化槽処理水については、西側水路へ接続放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第 2 種農地の該当事項 6 番に該当します。許可の基準は 1 番となっており、土地の選定理由書が

	添付されています。
	整理番号 2 番について説明を終わります。
議長	地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。
稲毛勢樹委員	はい。2 番の稲毛です。8 月 1 日に東部調査会にて現地確認を行いました。合併処理浄化槽の埋設による申請ですけど、自宅横で面積も少なく、転用の申請もいたしかたないとの意見でした。皆さんの審議のほうをよろしく願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。 次に議案集 6 ページ、議案第 33 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号 1 番から議案集 7 ページの整理番号 6 番を議題とします。この 4 件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。説明いたします。議案書の 6 ページから 7 ページを

ご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が3件、区分地上権に関する案件が1件で、合計4件となっております。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。整理番号1番から3番までの案件につきまして、取得する農地を含め、保有するすべての農地を効率的に耕作する、申請者や世帯員が農業に常時従事する、年間150日以上、水利調整など、地域の農地利用に悪影響を与えないなどの観点から、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、整理番号6番の案件につきましては、風力発電設備設置に伴う発電ブレードの上空旋回影響対象地に区分地上権を設定するものでございます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

農地係長 皆様方に議案書を配付した際に同封しておりました参考資料について簡単に説明したいと思います。こちらは当時の担当者が簡単に作成したもので、地上権についてわかりやすさ重視の表現をしておることから、不適切な表現がある可能性があるということをご留意いただければと思います。2ページ、民法で定められている権利の中に物権と債権というものがございまして。物権とは物に対する直接的・排他的支配権のことで、簡単に言うと、「この物は私の物で私が支配しています。」ということをしてすべての人に主張できる権利のことです。

その物権の中に地上権・区分地上権があります。地上権は他人の土地に工作物を所有するために他人の土地を使用する用益物権とされています。用益とは、一定の目的のために他人の土地を使用して利益を得ることと考えていただければと思います。例えば、他人の土地に橋をかける場合、また、他人の土地に工芸品の材料の竹や桐を植える場合などで、土地の使用貸借権とは違うということです。今回の案件は区分地上権ですが、区分地上権は地上権の中でも上下の範囲を区切ったものと考えていただければと思いますが、区分地上権が許可される要件は、周辺の営農に影響を与えないこととされています。簡単ではございますが、地上権について補足説明をさせていただきました。以上です。

議長 本案について質疑や異議はございませんか。はい。岩永委員。

岩永好彦委員 風力発電のブレードに関しては、何キロ以内という離隔距離があったと思うんですけれども、それはどれぐらいだったか教えてもらえれば助かります。

議長 事務局よりお願いします。

農地係長 申請書に添付されている図面を確認しますと、今回の案件については、旋回範囲は半径 6 5 メーターで、ブレードの長さは 1 1 メーターということです。

岩永好彦委員 1 1 メーター。はい。すみません。わかりました。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

ここでしばらく休憩といたします。１６時１５分に再開いたします。

~~~~~○~~~~~

１６時００分 休憩

１６時１５分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 それでは引き続き会議を再開したいと思います。次に議案集８ページ、議案第３４号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）についてを議題とします。筆番号１番から議案集９ページ筆番号２５番までを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 はい。説明をいたします。筆番号１番から２５番まで賃借権および使用貸借に基づく案件です。契約農地および貸借の内容、受け手の氏名、住所は、議案書に記載のとおりです。なお、議案書の右端に契約情報の欄がございますが、こちらの再契約分の表示をいったん６月総会の記載の方法に戻して

おります。具体的には、農地中間管理事業での再契約である更新と農業経営基盤強化促進法利用権設定等促進事業からの借り直しである相対で内訳を戻しております。この件につきましては、改めて今後の取り扱いを総会終了後の協議報告事項で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、貸借の案件の内容および受け手の情報につきまして2点補足説明をさせていただきます。筆番号2番につきましては、賃借料がかなり高くなっておりますけれども、ハウスが建っている土地でございます。また、筆番号3番から5番までは、交代としておりますけれども、こちらはもともと借りておられた父の死去に伴う受け手の交代、息子さんでの借り直しの交代となっております。そのほかすべての案件で農地中間管理事業の推進に関する法律の要件に合致しているものと思われま。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

それでは本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集

9 ページ、筆番号 2 6 番を議題とします。この案件につきましては、議席番号 1 5 番山口正則委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって山口委員の退席を求めます。

【山口委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 はい。筆番号 2 6 番は、賃借権です。契約農地および貸借の内容、受け手の氏名、住所は、議案書に記載のとおりです。前回の契約は、農業経営基盤強化促進法利用権設定等促進事業の相対契約によるものでした。受け手は要件に合致しているものと思われます。以上で説明を終わります。

議長 本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで山口委員の入室を許可します。

【山口委員入室】

山口委員にお知らせをいたします。筆番号 2 6 番につきましては原案どおり決しましたのでお知らせをいたします。次に議案集 1 0 ページ、議案第 3 5 号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（所有権）についてを議題としま

す。筆番号１番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書１０ページをご覧ください。農地番号１番につきましては、所有権移転に関する案件でございます。対象農地、所有権の移転を受ける者の住所、氏名、利用状況、所有権移転の時期と対価等につきましては、議案書に記載のとおりです。補足の説明といたしまして、買受人は農業法人で認定農業者であり、経営面積は約１．８ヘクタールです。主に水耕野菜を栽培されています。なお、当該農地における利用目的は、ブルーベリー栽培です。判断要件として、農地を効率的に利用する能力があるか、農作業に常時従事するかを確認しますが、そのどちらの要件も満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。挙手全員、よって本案は可決しました。

以上をもちまして議案第３０号２件、議案第３１号４件、議案第３２号２件、議案第３３号４件、議案第３４号１件、議案第３５号１件、計６議案１４件は、いずれも原案どおり

可決をいたしました。長時間のご審議大変ありがとうございました。